

2025 年度 事業報告書及び事業報告の附属明細書

(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで)

■ 事業報告

I はじめに

当財団は、株式会社パロマの代表取締役である小林弘明が 2016 年 12 月に一般財団法人として設立いたしました。

2018 年 6 月 1 日に愛知県知事より公益財団法人としての認定を受け、同日以後公益財団法人としての公益事業活動を実施しております。

また、2023 年 3 月 27 日に内閣総理大臣からの公益変更申請の認定を受け、同日以後、公益事業を行う都道府県の区域を愛知県から日本全国に変更し、公益目的事業に全国のひとり親家庭等の環境にある理工学部所属の国公立大学生を対象とした奨学金支給を追加しております。

II 事業の内容

当財団は、一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な者のうち、品行方正かつ成績優秀な者に対し必要な支援を行い、もって地域社会の発展と社会福祉の向上に貢献することを目的としております。

III 奨学金支給事業

2025 年度においては、一人親家庭等の環境にある児童及び生徒並びに学生で経済的理由によって修学が困難な生徒の中で、愛知県内の児童養護施設入所者 6 名、愛知県内の高校生 19 名、愛知県出身の大学生 41 名、及び全国の国公立大学生・大学院生 37 名の合計 103 名へ総額 7,209 万円の奨学金の支給を行いました。2025 年 3 月卒業により支給を終了した 8 名、同 10 月より大学生 1 名が休学中したことから、2025 年 12 月末日時点の支給者数は 94 名です。奨学金は、従前月額 50,000 円から、4 月支給分より高校生へ月額 60,000 円、大学生へ月額 80,000 円の支給へ増額いたしました。

また、海外留学支援は 2024 年度 5 名から、2025 年度は 7 名へと支援の拡大をいたしました。

(1) 児童養護施設入所者を対象とした奨学金支給

支給人数及び支給額	6 名	支給総額	333 万円
採用者 3 名 (4 月～12 月の 9 か月)		大学生 3 名	計 216 万円
継続者 1 名 (1 月～12 月の 12 か月)		大学生 1 名	87 万円
終了者 2 名 (1 月～3 月の 3 か月)		大学生 2 名	計 30 万円

(2) 愛知県内の高校生並びに既に奨学金給付対象となった愛知県出身の大学生を対象とした奨学金支給

支給人数及び支給額	60 名	支給総額	4,224 万円
採用者 18 名 (4 月～12 月の 9 か月)		高校生 15 名、大学生 3 名	計 1,026 万円
継続者 37 名 (1 月～12 月の 12 か月)		高校生 4 名、大学生 33 名	計 3,123 万円
※うち、大学生 1 名は休学のため 10 月以降は奨学金の支給を休止			
終了者 5 名 (1 月～3 月の 3 か月)		大学生 5 名	計 75 万円

(3) 全国の国公立大学生・大学院生を対象とした奨学金支給

支給人数及び支給額	37名	支給総額2,652万円
採用者	33名(4月～12月の9か月)	計2,376万円
継続者	3名(1月～12月の12か月)	計261万円
終了者	1名(1月～3月の3か月)	15万円

(4) 在籍奨学生を対象とした海外留学資金としての奨学金支給

①支給人数及び支給額

在籍奨学生	7名
支給額	5,010,923円

IV 指導・育成及び交流事業

6月にパロマ本社ビルにて、12月にホテルマリオットアソシア名古屋にて、『小林奨学財団 交流会』を開催しました。いずれも財団卒業生を招き、学生時代の留学体験や現在の仕事紹介などを通じ社会勉強の機会とし、参加者同士の交流を深めました。

■ 事業報告の附属明細書

2025年度事業報告には、「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しません。